

2025年3月24日

東京地方裁判所民事部 御中

原告 柴田■■ほか3名

被告 国

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 野 隆 同 宮 村 啓 太

同 谷 口 太 規 同 井 桁 大 介

同 趙 誠 峰 同 吉 田 京 子

同 亀 石 倫 子 同 小 林 英 晃

同 鵜 飼 裕 未 同 戸 田 善 恭

同 志 塚 永 同 馬 淵 未 来

同 安 藤 光 里

## 証拠説明書 (1)

甲号証の証拠説明は次のとおりである。

号証	標目（原本・写しの別）	作成年月日	作成者	
	立証趣旨			
甲A1	「捜査と人権」（刑事法研究第3巻）5-27頁	写し	1981.6.15	平野龍一
	勾留の理由として「罪証隠滅の虞」を求めることは、当事者主義の理念と一致しておらず、被疑者・被告人の罪証隠滅のみを勾留という強力な手段で禁止することは不合理でもあること。（23頁）			
甲A2	第2回国会 参議院 司法委員会 会議録 第40号 787-799頁	写し	1948.6.11	参議院事務局
	刑訴法89条4号について、制定当時から国会参議院司法委員会において「罪証隠滅のおそれ」を保釈却下の要件とすることを懸念する意見が述べられ、条項の削除が求められていたこと。（788～789、792頁）			
甲A3	第2回国会 衆議院 司法委員会 第37号 636-644頁	写し	1948.6.21	衆議院事務局
	刑訴法89条4号について、国会衆議院司法委員会では、国会議員らが、裁判官は原則として保釈を許さないという考え方が支配的であると指摘したことに対し、政府委員は、裁判官の考え方は変化しており「罪証隠滅のおそれ」という解釈も今後は運用が変わると述べた上で、「罪証隠滅のおそれ」という文言は「だれが見てもその資料に基づけば大体罪証を隠滅すると認められる場合」というような場合を指すと回答したこと。（638～639頁）			
甲A4	第2回国会 衆議院 司法委員会 第40号 659-666頁	写し	1948.6.24	衆議院事務局
	甲A3に同じ。（663頁）			
甲A5	「裁判員裁判と保釈の運用について」（松本論文）	写し	2006.6.1	松本芳希
	当時、大阪地裁令状部部総括判事であった松本芳希裁判官が、保釈却下が原則とされるようになった原因を、判断基準の類型化・抽象化によるものだと指摘していること。具体的には、次の通り指摘していること。 保釈基準の厳格化の傾向は、一般に罪証隠滅行為が行われることが多くなって、審理への支障が拡大しているという現実を踏まえたものであれば、致し方のない面もあるが、実情はそうではない。保釈の判断基準が類型化、抽象化していることに原因がある。被告人は、当事者として防御の権利を有するが、身体を拘束されている状態では、防御権の行使に制約を受ける。弁護人と被告人とが綿密かつ十分に打合せをする機会を保障し、防御権の行使を十全なものとするためには、可能な限り保釈が認められる必要がある。保釈の判断基準について原			

	<p>点に戻って見直す必要があり、運用としては、刑訴法89条4号の『罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由』の該当性の有無・程度、裁量保釈の可否をより具体的、実質的に判断していくことが重要である。</p>			
甲A6	<p>Webニュース記事：「【PC遠隔操作事件】「罪証隠滅のおそれ」って何？～名(元)裁判官・原田國男氏が語る”裁判官マインド”」(Yahoo! JAPAN ニュース)</p>	<p>写し</p>	<p>2013年6月1日</p>	<p>江川紹子</p>
	<p>東京高等裁判所の刑事部総括判事を務めた原田國男元裁判官も、“裁判官は否認すれば「罪証隠滅のおそれ」があるのだろうと考えてしまう”と自認していること。</p>			
甲A7	<p>Webニュース記事：大川原化工機 えん罪事件 がんでも閉じ込められ…無実だった技術者の死 (NHK 追跡 記者のノートから)</p>	<p>写し</p>	<p>2023.12.26</p>	<p>佐伯麻里</p>
	<p>取材を受けた裁判官が、「検察官が起訴したということは、最終的には無罪になるかもしれないが、罪証隠滅のおそれや逃亡のおそれはあると言えはる。」と述べていたこと。</p>			
甲A8	<p>刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (参議院)</p>	<p>写し</p>	<p>2016.5.19</p>	<p>参議院法務委員会</p>
	<p>2016年5月19日の参議院法務委員会において、現行の保釈に関する規定が刑事訴訟法の趣旨に沿わない運用を生じさせていることを前提とした指摘がされていること。具体的には、次のとおり附帯決議がされたこと。 被告人が公訴事実を認める旨の供述等をしないこと又は黙秘していることのほか、検察官請求証拠について刑事訴訟法第三百二十六条の同意をしないことについて、これらを過度に評価して、不当に不利益な扱いをすることとならないよう留意するなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知に努める。</p>			
甲A9	<p>刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (衆議院)</p>	<p>写し</p>	<p>2025.3.21(写し作成日)</p>	<p>衆議院法務委員会</p>
	<p>第189回国会の衆議院法務委員会でも、参議院と同旨の附帯決議がされたこと。</p>			
甲A10	<p>The Limits of Law Enforcement, pp. 201-227 (1982)</p>	<p>写し</p>	<p>1983.2.1</p>	<p>Hans Zeisel</p>

	1971年のニューヨーク市における調査では、最も重い犯罪であるA級重罪で訴追されている者に不出頭者はなく、また不出頭者全体の3分の2は、前科前歴がなく、かつ最低級（D級またはE級）の訴追を受けている者であると報告されていること。			
甲A11	Caballero v. the United Kingdom, No. 32819/96, Report of the Commission	写し	1998.6.30	EUROPEAN COMMISSION OF HUMAN RIGHTS
	ヨーロッパ人権委員会は、殺人等によって訴追された被告人の保釈を一律に否定するイギリスの1994年刑事司法及び公共秩序法第25項法はヨーロッパ人権条約5条3項に違反すると宣言したこと。			
甲A12	"An Analysis of the Bail System " in The Criminal Justice System : A Social - Psychological Analysis	写し	1982	Ebbe B. Ebbesen、Vladimir J. Konečni
	保釈された307人についてニューヨーク・カウンティで行われた調査結果では、起訴された犯罪の性質、有罪の場合の刑罰などは逃亡の可能性とは無関係であったこと。			
甲A13	「全訂 刑事訴訟法」（有斐閣）330-334頁	写し	2006.5.15	渥美東洋
	道路交通法違反のような警備犯罪の方が、重大犯罪よりも、出頭しない場合が多いとするアメリカの調査結果があること。			
甲A14	「未決拘禁法と人権」（現代人文社）43-55、105-109、120-121頁	写し	2012.2.28	葛野尋之
	<p>欧州人権条約及び欧州人権裁判所の判示を踏まえれば、国際人権規約（自由権規約）を批准している日本においても、勾留及び保釈に関する判断に対審的手続をとる必要性があることが指摘されていること。具体的には、次の指摘があること。</p> <p>① 欧州人権条約5条4項では、国際人権規約（自由権規約）9条4項と同様、「逮捕又は抑留によって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続をとる権利を有する。」と定められている。</p> <p>② かかる規定の趣旨について、欧州人権裁判所では、未決拘禁にあたっては相手方当事者が一方当事者の主張・証拠内容を了知し、それに対して意見を述べる現実的機会を有するよう確保することにあると判断を示している。</p>			

甲A15	「未決拘禁法の基本問題」 (日本評論社) 1-16頁	写し	2009.9.10	後藤昭
<p>刑事訴訟法学者である後藤昭一橋大学名誉教授が、勾留及び保釈に関する判断に対審的手続をとる必要性があると指摘していること。具体的には、次のとおり指摘していること。</p> <p>日本の現行法は、欧州人権裁判所判例の要求を満たしていない。修正するためには、少なくとも勾留に対する準抗告または勾留理由開示請求の対審構造化し、この段階での証拠閲覧を認めることが必要になる。保釈請求についても、このような対審構造化が必要である。(11-12頁)</p>				
甲A16	「強制処分と証拠開示」 (法政研究第76巻第4号) 861-906頁	写し	2010.3	齋藤司
<p>刑事訴訟法学者である齋藤司龍谷大学教授が、勾留及び保釈に関する判断に対審的手続をとる必要性があると指摘していること。具体的には、次のとおり指摘していること。</p> <p>勾留については準抗告、勾留理由開示、保釈請求に関する手続は公正かつ対審化された上で、さらに他の強制処分については準抗告の対象を広く認めた上で、その基礎となる証拠資料そのものの開示が、被疑者及びその弁護人に認められるべきである。このような被疑者及び弁護人の積極的な関与があつてこそ、司法的抑制という令状主義の中心となる内容・目的は達成される。(903-904頁)</p>				
甲A17	「被疑者の自己決定と弁護」 (現代人文社) 169-185頁	写し	2003.5.30	高田昭正
<p>刑事訴訟法学者である高田昭正立命館大学教授が、勾留及び保釈に関する判断に対審的手続をとる必要性があると指摘していること。具体的には、次のとおり指摘していること。</p> <p>身体拘束の証拠的基礎を被拘禁者に開示し、身体拘束の裁判に対し主体的に防禦させることは、身体拘束の裁判が真に裁判の実質をもつために必要な手続保障である。(180頁)</p>				
甲A18	「憲法的刑事手続 第34条」 (日本評論社) 268-311頁	写し	1997.11.3	村岡啓一
<p>刑事法学者である村岡啓一白鵬大学教授が、勾留及び保釈に関する判断に対審的手続をとる必要性があると指摘していること。具体的には、次のとおり指摘していること。</p> <p>① 捜査機関の一方的に収集した証拠及び仮説に基づいて被告者の身柄拘束が決定されることは、人身の自由に対する司法審査の意義を事実上、無にしているに等しい。前述のほとんど100パーセントに近い勾留請求に対する認容率は、一つには勾留要件の安易な認定にあるが、も</p>				

	<p>う一つには、被拘束者の側の反証を許す仕組みになっていない制度的欠陥に由来している。</p> <p>② 勾留質問における弁護人の立会権は憲法34条第三文の保障に含まれていると解すべきである。弁護人から勾留質問への立会の要求があった場合、裁判官はこれを拒否することは許されず、立会を認めた上、刑訴法43条3項を活用して、事実の取調べをすることになる。</p> <p>③ 勾留質問において、被告者・弁護人が不当な身柄拘束からの救済を効果的に実現するためには、捜査官の側の身柄拘束を正当化する資料にアクセスすることが不可欠である。憲法34条は、当事者が身柄拘束の要否をめぐり、対立点を明確にした上で攻撃・防御を尽くすことを想定しているから、勾留請求のための疎明資料一般の閲覧・謄写が認められるべきである。(305-306頁)</p>			
甲A19	市民的及び「政治的権利に関する国際規約 一般的意見35の日本弁護士連合会仮訳	写し	2014.12.16	自由権規約委員会
	<p>自由権規約9条の一般的意見35は、自由権規約の締約国に対して、①逮捕や抑留の権限行使を厳格に制限すること、②権限の誤用や恣意的、違法な逮捕や抑留が生じないように厳格で効果的な管理体制を備えることを求めていること。また、抑留の根拠となった証拠の重要部分が被抑留者に開示されることが必要と述べていること等。</p>			
甲A20	市民的及び「政治的権利に関する国際規約 一般的意見32の日本弁護士連合会仮訳	写し	2007.8.23	自由権規約委員会
	<p>自由権規約14条の一般的意見32は、自由権規約の締約国に対して、被拘禁者に「防御の助けになる他の証拠」も含んだ幅広い資料を「十分な便益」として提供することを求めていること。また、十分な便益を提供する対象として、「すべての者」と規定していること等。</p>			
甲A21	刑事訴訟法40周年宣言	写し	1989.9.16	日本弁護士連合会
	<p>1989年9月16日時点で、日本弁護士連合会が、起訴後も保釈されずに勾留が長期に継続する事件」が多い現状は憲法の理念に反するのみならず、世界人権宣言、国際人権規約B規約等の国際人権法にも反することを指摘していること。</p>			
甲A22	「人質司法」の解消を求める意見書	写し	2020.11.17	日本弁護士連合会

	2020年11月17日時点で、日本弁護士連合会が、法務大臣に対し、「人質司法」の解消を求める意見書を提出していること。同意見書に、勾留・保釈・弁護人以外との接見禁止決定の運用が、憲法及び国際人権法に違反し、我が国が立法上・行政上・司法上の効果的な措置として、「人質司法」を解消する義務を負っていると記載されていること。			
甲A23	日本弁護士連合会のHPを印刷した書面（「国連の勧告から見える日本の刑事司法」と題するページ）	写し	2025.3.22(写し作成日)	日本弁護士連合会
	国連の自由権規約委員会と拷問禁止委員会が、1993年以降日本の刑事システムが条約に違反することを総括所見で勧告してきたこと。			
甲A24	Opinions adopted by the Working Group on Arbitrary Detention at its eighty-eighth session, 24-28 August 2020	写し	2020.11.20	Human Rights Council  Working Group on Arbitrary Detention
	2020年11月、国連の恣意的拘禁作業部会が、カルロス・ゴーンの前逮捕・勾留のプロセスは、自由の回復や、弁護人との自由な連絡など公正な裁判を受ける権利の享受を妨げ、根本的に不公平であるとの見解を示したこと。			
甲A25	ヒューマン・ライツ・ウォッチのHPを印刷した書面（「日本の『人質司法』保釈の否定、自白の強要、不十分な弁護士アクセス」と題するページ）	写し	2023. 5. 24	ヒューマン・ライツ・ウォッチ
	ヒューマン・ライツ・ウォッチが日本の国会に対して、身体拘束及び接触禁止に関し、既存の法律の改正や新法制定を求めたこと。			

号証	標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者
	立証趣旨			
甲B1	保釈請求書（第一次）	写し	2024.4.11	弁護士小澤博之
	原告浅沼に関し、弁護士が2024年4月11日付で保釈請求を行ったこと。			
甲B2	保釈請求却下決定書（第一次）	写し	2024.4.12	裁判官大井俊哉
	原告浅沼に関し、裁判官大井俊哉が、刑訴法89条4号（「罪証隠滅を疑うに足りる相当な理由」）に該当し、裁量保釈も認められないことを理由に2024年4月12日付けで保釈請求却下の決定をしたこと。			
甲B3	準抗告申立書（第一次）	写し	2024.4.14	弁護士 小澤博之
	原告浅沼に関し、弁護士が2024年4月14日付けで保釈請求却下決定に対する準抗告を申し立てたこと。			
甲B4	準抗告棄却決定書（第一次）	写し	2024.4.14	裁判官藤本匡成、同工藤哲郎及び同中村英晴
	原告浅沼に関し、裁判官藤本匡成、同工藤哲郎及び同中村英が、2024年4月14日付で準抗告の棄却決定をしたこと。			
甲B5	保釈請求書（第二次）	写し	2024.5.3	弁護士 西脇亨輔
	原告浅沼に関し、弁護士が2024年5月7日付で保釈請求を行ったこと。			
甲B6	保釈請求却下決定書（第二次）	写し	2024.5.8	裁判官大井俊哉
	原告浅沼に関し、大井俊哉裁判官が、2024年5月8日付で保釈請求却下の決定をしたこと。			
甲B7	準抗告申立書（第二次）	写し	2024.5.8	弁護士 西脇亨輔
	原告浅沼に関し、弁護士が2024年5月10日付けで保釈請求却下決定に対する準抗告を申し立てたこと。			
甲B8	準抗告棄却決定書（第二次）	写し	2024.5.10	裁判官藤本匡成、同中村英晴、同鈴木祥平

	原告浅沼に関し、青森地方裁判所の裁判官である藏本匡成、中村英晴、及び鈴木祥平裁判官が、2024年5月10日付で準抗告の棄却決定をしたこと。			
甲B9	準抗告棄却決定書（第三次）	写し	2024.6.3	裁判官藤本匡成、同中村英晴、同鈴木祥平
	原告浅沼が行った保釈請求に対する却下決定に対し、原告浅沼が準抗告を申し立てたところ、青森地方裁判所の裁判官藏本匡成、同工藤哲郎及び同中村英が、2024年6月3日付で準抗告の棄却決定をしたこと。			
甲B10	保釈請求書（第四次）	写し	2024.6.3	弁護士 西脇亨輔
	原告浅沼に関し、弁護士が2024年6月4日付で保釈請求を行ったこと。			
甲B11	保釈請求却下決定書（第四次）	写し	2024.6.5	裁判官大井俊哉
	原告浅沼に関し、裁判官大井俊哉が、刑訴法89条4号に該当し、裁量保釈も認められないことを理由に2024年6月4日付で保釈請求却下の決定をしたこと。			
甲B12	保釈請求却下決定書（第五次）	写し	2024.6.26	弁護士 西脇亨輔
	原告浅沼に関し、弁護士が2024年6月26日付で保釈請求を行ったこと。			
甲B13	保釈許可決定書（第五次）	写し	2024.6.27	裁判官小澤光
	原告浅沼に関し、裁判官小澤光が、2024年6月27日付で保釈許可決定を行ったこと。			
甲B14	抗告棄却決定書（第五次）	写し	2024.7.1	裁判官渡邊英敬、同柴田雅司、同鏡味薫
	原告浅沼に関し、2024年6月27日付保釈許可決定に対する検察官による抗告が2024年7月1日付で棄却されたこと。			

号証	標目（原本・写しの別）	作成年月日		作成者
	立証趣旨			
甲C1	保釈請求書	写し	2019.11.1	弁護士舛田正、 弁護士宮野絢子
原告柴田に関し、弁護士が2019年11月1日付で保釈請求を行ったこと。				
甲C2	保釈請求却下決定書	写し	2019.11.6	裁判官大嶋真理子
原告柴田に関し、大嶋真理子裁判官が2019年11月6日付で保釈請求却下の決定をしたこと。				
甲C3	準抗告申立書	写し	2019.11.11	弁護士舛田正、 弁護士宮野絢子
原告柴田に関し、弁護士が2019年11月6日付けで保釈請求却下決定に対する準抗告を申し立てたこと。				
甲C4	準抗告棄却決定書	写し	2019.11.1	裁判官村山智英、同森里紀行、同伊藤友紀子
原告柴田に関し、村山智英裁判官、森里紀行裁判官及び伊藤友紀子裁判官は、2019年11月11日付で準抗告棄却の決定をしたこと。				
甲C5	保釈請求却下決定書	写し	2021.3.24	裁判官守下実、同家入美香、同一社紀行
原告柴田に関し、第一審判決後である2021年3月23日、弁護士が保釈請求を行ったが、守下実裁判官、家入美香裁判官、一社紀行裁判官は、同月24日付で、刑訴法344条に該当し裁量保釈も認められないことを理由に、保釈請求却下の決定をしたこと。				
甲C6	抗告棄却決定書	写し	2021.3.26	裁判官大善文男、同二宮信吾、内田暁
原告柴田に関し、弁護士が保釈却下決定に対する抗告申立を申し立てたが、2021年3月26日付で、大善文男裁判官、二宮信吾裁判官及び内田暁裁判官が抗告棄却の決定をしたこと。				
甲C7	特別抗告棄却決定書	写し	2021.4.5	最高裁判所第三小法廷（長嶺安政裁判官、戸倉

				三郎裁判官、宮崎裕子裁判官、宇賀克也裁判官、林道晴裁判官)
	原告柴田に関し、弁護人が2021年3月26日、抗告棄却決定に対する特別抗告を申し立てたが、同年4月5日、最高裁判所第三小法廷（長嶺安政裁判官、戸倉三郎裁判官、宮崎裕子裁判官、宇賀克也裁判官、林道晴裁判官）が特別抗告棄却の決定をしたこと。			
甲C8	準抗告申立書	写し	2019.10.7	弁護人舛田正、 弁護人宮野絢子
	原告柴田に関し、弁護人が2019年10月7日、接見等禁止解除の裁判に対して準抗告を行い、併せて義父及び母に対する接見禁止一部解除申請を行ったこと。			
甲C9	準抗告棄却決定書	写し	2019.10.7	裁判官佐々木一夫、木口麻衣、 廣見光二郎
	原告柴田に関し、東京地方裁判所の佐々木一夫裁判官、木口麻衣裁判官、廣見光二郎裁判官が2019年10月7日付で準抗告棄却の決定をし、一部解除申請に対しても職権を発動しなかったこと。			
甲C10	接見等禁止一部解除申請書	写し	2020.3.17	弁護人舛田正、 弁護人宮野絢子
	原告柴田に関し、弁護人が、2020年3月17日、主位的に義父、母、元妻、子との接見及び文書の授受について、予備的に文書の授受のみについて接見等禁止一部解除申請を行ったこと。			
甲C11	接見等禁止一部解除申請書	写し	2020.9.4	弁護人舛田正、 弁護人宮野絢子
	原告柴田に関し、弁護人が、2020年9月4日、主位的に義父及び母に対する接見等禁止一部解除申請を、予備的に義父及び母との30分間の接見を求める接見禁止一部解除申請を行ったこと。			
甲C12	接見等禁止決定に対する準抗告申立書	写し	2020.11.24	弁護人舛田正、 弁護人宮野絢子
	原告柴田に関し、弁護人は、2020年11月24日、接見等禁止解除の裁判に対して準抗告を行い、併せて義父及び母との30分間の接見を求める接見禁止一部解除申請を行ったこと。			
甲C13	準抗告棄却決定書	写し	2020.11.24	裁判官野原俊郎、同島尻大志、同佐藤みな

				と
<p>東京地方裁判所の野原俊郎裁判官、島尻大志裁判官、佐藤みなと裁判官は、同日付で準抗告棄却の決定をし、一部解除申請に対しても職権を発動しなかったこと。</p>				

号証	標目（原本・写しの別）	作成年月日		作成者
	立証趣旨			
甲D1	保釈請求書	写し	2024.12.3	弁護士高野隆、 弁護士我妻路 人、弁護士鶴飼 裕未
	原告天野に関し、弁護士が2024年12月3日付で保釈請求を行ったこと。			
甲D2	保釈請求却下決定書	写し	2024.12.5	裁判官小野裕 信、同長尾洋子 裁判官、同友近 仁洸
	原告天野に関し、小野裕信裁判官、長尾洋子裁判官及び友近仁洸裁判官が、刑訴法89条1、3及び4号に該当し、裁量保釈も認められないことを理由に、2024年12月5日付で保釈請求却下の決定をしたこと。			
甲D3	保釈却下決定に対する抗告 申立書	写し	2024.12.18	弁護士高野隆、 弁護士我妻路 人、弁護士鶴飼 裕未
	原告天野に関し、弁護士が2024年12月18日付けで保釈請求却下決定に対する抗告を申し立てたこと。			
甲D4	抗告棄却決定書	写し	2024.12.20	裁判官伊藤雅 人、同河原俊 也、同伊藤ゆう 子
	原告天野に関し、伊藤雅人裁判官、河原俊也裁判官及び伊藤ゆう子裁判官は、2024年12月20日付で抗告棄却の決定をしたこと。			
甲D5	保釈却下決定に対する抗告 申立書	写し	2024.12.26	弁護士高野隆、 弁護士我妻路 人、弁護士鶴飼 裕未
	原告天野に関し、弁護士が2024年12月26日付で特別抗告を申し立てたこと。			
甲 D6	特別抗告棄却決定書	写し	2025.1.10	最高裁判所第三 小法廷（平木正 洋裁判官、宇賀 克也裁判官、林 道晴裁判官、渡

				辺恵理子裁判官 及び石兼公博裁 判官)
原告天野に関し、最高裁判所第三小法廷（平木正洋裁判官、宇賀克也 裁判官、林道晴裁判官、渡辺恵理子裁判官及び石兼公博裁判官）が 2025年1月10日付で抗告棄却の決定をしたこと。				

号証	標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者
	立証趣旨			
甲E1	保釈請求書	写し	2023.11.30	弁護士小林英晃
	原告盛本に関し、弁護士が2023年11月30日付で保釈請求を行ったこと。			
甲E2	保釈請求却下決定書	写し	2023.12.4	裁判官下山洋司
	原告盛本に関し、裁判官下山洋司が2023年12月4日付で、刑訴法89条1、4号に該当し、裁量保釈も認められないことを理由に保釈請求却下の決定をしたこと。			
甲E3	準抗告申立書	写し	2023.12.8	弁護士増井俊輔
	原告盛本に関し、弁護士が2023年12月8日付で保釈請求却下決定に対する準抗告を申し立てたこと。			
甲E4	準抗告棄却決定書	写し	2023.12.8	裁判官今井理、 裁判官水越壮夫、 裁判官竹内瑞希
	原告盛本に関し、裁判官今井理、同水越壮夫及び同竹内瑞希が、2023年12月8日付で準抗告の棄却決定をしたこと。			
甲E5	保釈請求書	写し	2024.1.19	弁護士増井俊輔
	原告盛本に関し、弁護士が2024年年1月19日付で保釈請求を行ったこと。			
甲 E6	保釈許可決定書	写し	2024.1.23	裁判官鈴木悠
	原告盛本に関し、裁判官鈴木悠が2024年年1月23日付で保釈請求を許可したこと。			